

日置市保育所等利用調整基準

1 及び 2 の合計点により、点数の高い者から施設の調整を行う。同点の場合には 3 の同点者調整項目に基づき決定する。

1 基準点数

父母の保育が必要な理由			基準指数	
			父親	母親
① 居宅外就労を常態としている。				
会社等に雇用 されている ・ 自営業中心者	月160時間以上の就労	月160時間以上の就労	10	10
		月120時間以上、160時間未満の就労	9	9
		月80時間以上、120時間未満の就労	8	8
		月48時間以上、80時間未満の就労	7	7
	自営業補助者 (家族従業者)	月160時間以上の就労	9	9
		月120時間以上、160時間未満の就労	8	8
		月80時間以上、120時間未満の就労	7	7
		月48時間以上、80時間未満の就労	6	6
② 居宅内就労				
自営業中心者	月160時間以上の就労	9	9	
	月120時間以上、160時間未満の就労	8	8	
	月80時間以上、120時間未満の就労	7	7	
	月48時間以上、80時間未満の就労	6	6	
自営業補助者 (家族従業者) ・ 内職	月160時間以上の就労	8	8	
	月120時間以上、160時間未満の就労	7	7	
	月80時間以上、120時間未満の就労	6	6	
	月48時間以上、80時間未満の就労	5	5	
③ 妊娠、出産（母が出産又は出産予定日の産前6週（多胎児は14週）、産後8週 の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合）			10	
④ 保護者の疾病、障がい				
心身障がい等 疾病、傷病又は 心身障がい	疾病又は 傷病	入院（おおむね1か月以上）	10	10
		居宅内で病床に臥せている	10	10
		週1日以上通院加療をし、保育が困難と認められる場合	8	8
		その他（定期的に通院加療をし、保育が困難と認められる場合）	6	6
	心身障がい	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、保育が日常的に困難と認められる場合	10	10
		身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、保育が日常的に困難と認められる場合	8	8
		身体障害者手帳4級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級を所持し、保育が日常的に困難と認められる場合	6	6
⑤ 同居又は長期入院等している親族の介護、看護				
介護・看護等	入院付添（対象児童が申請児童の兄弟姉妹）	10	10	
	入院付添（上記以外の親族）	9	9	
	心身障がい者・児在宅介護	8	8	
	老人在宅看護（寝たきり、認知症等）【要介護3～5】	8	8	
	一般療養在宅看護【要支援1～要介護2】	6	6	
	通院付添い（月13日以上）	5	5	
	通院付添い（月12日以下）	4	4	
⑥ 就学（職業訓練等における職業訓練を含む）				
学生等	1日4時間以上の就学	10	10	
	1日4時間未満の就学	9	9	
⑦ 災害復旧（震災、風水害、火災等）にあたっている			10	10
⑧ 虐待やDVのおそれがあること（児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合）			10	10
⑨ 求職活動			4	4

※ この基準表は、令和8年4月入所（園）にかかる利用調整から適用する。

● 複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。

● 特に定めがある場合を除き、利用開始希望日を基準とする。

基準
点計

2 調整点数

区分			指数
加算	世帯形態	ひとり親世帯	12
		D V 支援措置世帯	4
		生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合)	4
		単身赴任等により、保護者の1人が常時家にいない(住民票上の市外住所である場合)	2
	労働形態	父母のいずれかが利用希望施設(同一法人の教育保育施設を含む)で就労する場合	最優先(※)
		父母のいずれかが保育士資格等を有し、市内教育保育施設で就労する場合	5
		ひとり親の求職活動	3
		産休明け及び育休に伴う休業明けで職場復帰する場合	3
	障害、疾病形態	申込児童が障害者手帳又は療育手帳を有する(集団保育可能に限る)	5
		申込児童の兄弟姉妹が、障害者手帳や療育手帳を有する	3
	児童形態	兄弟姉妹が既に同じ施設を利用している場合(入所年度に卒園している場合は除く)	10
		別施設を利用している兄弟姉妹が同一施設への移行(転園)を希望する場合(転園時に兄弟姉妹が卒園している場合は除く)	5
		2人以上が同時に同じ保育施設の利用を申し込む場合(多胎児)	3
		2人以上が同時に同じ保育施設の利用を申し込む場合	2
		小学生以上、18歳未満の兄弟姉妹が2人以上いる場合	2
小学生以上、18歳未満の兄弟姉妹がいる場合		1	
その他	その他市長が定める事由	1～15	
減算	日置市外に住所があり、日置市内での保育を必要とする事由がある場合(勤務先が日置市など)		△10
	日置市外に住所があり、日置市内での保育を必要とする事由がない場合		△20
			調整 点計

※ 就労する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業(以下、「教育保育施設」という)と同一(法人)の市内保育施設への入所を希望し、かつ勤務先(予定)の施設が受入可能な場合に限る。

3 調整に係る優先事項

基本調整優先事項		
①	点数	合計点の高い者を優先する
②	希望順位	利用申し込みに係る希望順位を優先する
③	その他	日置市内の教育保育施設で就労する者が同一(法人)の施設への入所を希望する場合を優先する
同点者調整優先事項		
①	調整点の合計点	調整点の合計点の高い世帯を低い世帯より優先する
②	就労時間	保護者の1か月の就労時間が長い世帯を短い世帯より優先する
③	世帯内の児童数	児童の数が多い世帯を少ない世帯より優先する
④	同居の65歳未満の親族等	就労していない同居の親族その他の者がいない世帯を優先する ただし、要介護など、同居の親族その他の者の心身の状況を併せて考慮する

※ 入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などに、利用調整を行う。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整点数の高い方から入所者を決定する。

4 その他

- 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2つ以上ある場合には、原則として点数の高い状況を取り点数を決める。
- 保護者の1人が求職活動の場合、原則、定員を超えていない施設で調整を行う。(ひとり親家庭等の場合は除く)
- 市外児童の入所調整については、市内児童の後に行う。(保護者が市内の教育保育施設に就労(予定)の保育士の場合等を除く。)